

令和8年9月3日

生活支援窓口案内(ガイドブック)の作成

総務省石川行政評価事務所（所長：嶋倉 康夫^{しまくら やすお}）では、令和8年8月27日からの大雨災害により被災された皆様を支援するため、各種支援制度や関係機関の相談窓口をまとめた「生活支援窓口案内（ガイドブック）」を作成しました（別添資料参照）。

【本ガイドブックについて】

- 石川行政評価事務所がホームページ等で収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。情報は、随時、追加・変更してまいります。
- 本ガイドブックの最新版は、石川行政評価事務所ホームページに掲載しています。

URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/ishikawa.html>

右の二次元コードからアクセスできます。



また、当事務所では、下記により被災された方々からのご相談を受け付けております。

●行政相談専用ダイヤル（行政苦情 110 番）

076-264-1100 又は ^{おこまりなら まる まる くじょー ひゃくとおぼん}0570-090110

※ 受付時間：平日9時00分～16時45分

受付時間外は留守番電話で対応

※ NTT コミュニケーションズが定める通話料がかかります。



【行政苦情 110 番全国統一番号】

おこまりなら まるまる くじょー ひゃくとおぼん

0570-090-110

照会先：石川行政評価事務所

行政相談課長 村山

電話：076（222）5232

きくみ石川



総務省行政相談センター

総務省行政相談センター

まぐみみ石川

令和8年8月27日からの大雨災害 による被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和8年8月27日からの大雨により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

【本ガイドブックについて】

ガイドブックには、石川行政評価事務所が収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています（情報は随時更新）。

最新版は、[石川行政評価事務所ホームページ](#)に掲載しています。



【石川行政評価事務所での相談の受付について】

石川行政評価事務所では、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。

お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

● 行政相談専用ダイヤル（行政苦情110番）

076-264-1100 又は 0570-090110

おこまりなら まる まる くじょー ひゃくとおばん

※ 受付時間：平日9時00分～16時45分

受付時間外は留守番電話で対応

※ NTT コミュニケーションズが定める通話料がかかります。

● [インターネットはこちら](#)



● FAX：076-222-5233

まぐみみ石川



総務省行政相談センター

総務省 石川行政評価事務所

〒920-0024

金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎4階

電話：076-222-5232

【ご注意】

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和8年9月1日時点の情報で作成しております。状況の変化等により、市町の担当窓口が変更されたり、掲載された窓口では対応できない場合がありますが、あらかじめご了承ください。
- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、令和8年8月27日からの大雨による災害においては、令和8年9月1日現在、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町が適用を受けています。
- 3 以下のホームページにも大雨災害に係る支援の情報等が掲載されています。

(羽咋市)

[羽咋市ホームページ\(災害対応版サイト\)](#)



(志賀町)

[志賀町ホームページ](#)



(宝達志水町)

[宝達志水町ホームページ\(緊急災害用ページ\)](#)



(中能登町)

[中能登町ホームページ\(緊急時用の簡易版\)](#)



(石川県)

[石川県ホームページ\(令和8年8月27日からの大雨に関する情報\)](#)



(内閣府)

[内閣府公表資料\(被災者支援に関する各種支援制度の概要\)](#)



－ 目 次 － ※ ()内は該当ページ



1 住まいや身の回りのこと

- 1-1 罹災(被災)証明書の発行(1)
- 1-2 住宅の緊急の修理制度(2)
- 1-3 住宅の応急修理制度(2)
- 1-4 被災住宅の補修や再建に関する相談(3)
- 1-5 住宅確保への支援(3)
- 1-6 災害ごみに関すること(4)
- 1-7 災害に便乗した商法に注意(5)



2 お金のこと

- 2-1 住宅の建設、補修等の融資(6)
- 2-2 住宅ローンの返済(6)
- 2-3 雇用に関する手当、給付等(7)



3 役所の手続きのこと

- 3-1 国民年金保険料の免除等(8)
- 3-2 公共料金の減免措置等(8)
- 3-3 証明書等を紛失した場合(9)



4 民間の手続きのこと

- 4-1 損害保険等(10)
- 4-2 通帳や印鑑等を紛失した場合(10)



5 医療・健康のこと

- 5-1 こころの悩みや健康に関する相談(11)



6 教育のこと

- 6-1 日本学生支援機構による学生への支援(12)



7 事業者の方へ

- 7-1 中小企業者等を対象とした相談窓口(12)



8 そのほかの情報

- 8-1 災害ボランティアへの依頼(14)



1 住まいや身の回りのこと

1-1 罹災(被災)証明書の発行 (概要は内閣府HP)



- ◆ 「罹災証明書」は、被災した住宅などの被害の程度(全壊、半壊等)を証明するものです。各種支援制度や税金の減免、各種融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 詳しくは、各市町の窓口にお問い合わせください(下記参照)。
 - ・ 申請には、本人確認できるもの(マイナンバーカード・運転免許証など)や被災住家の被害状況がわかるもの(写真)などが必要になります。
 - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。
 - ・ 原則被害にあった住家のみが対象となりますが、住家以外の建物・構築物・自動車・家財などが災害による被害を受けた証明として「被災証明書」(市町により名称が異なる場合あり)を発行する市町もあります。

【マイナポータルでの申請について】

- ・ マイナンバーカードを利用して、マイナポータルからオンラインで罹災証明書の発行を申請できます(なお、マイナポータルでの申請については、現在、災害救助法適用市町の一部で申請可能となっています。市町によって対応状況が異なっておりますのでご注意ください。)。 [詳しくはこちら](#)



- ・ 申請の際、電子署名が必須となります。電子署名には、署名用の電子証明書として用いるための 6～16 桁の英数字の暗証番号(インターネットサイトのログイン等の際に利用する数字 4 桁の暗証番号とは異なります。設定は任意)が必要です。

[詳しくはこちら](#)



市町	窓口	連絡先	HP	備考
羽咋市	税務課	0767-22-1113		平日：9 時～11 時 30 分、13 時～16 時 30 分 土日祝：9 時～12 時、13 時～16 時 ・ 郵送・電子申請可
志賀町	税務課	0767-32-9141		9 時～16 時 (土日祝日を除く) ・ 郵送・電子申請可
宝達志水町	税務住民課	0767-29-8150		9 時～12 時、13 時～16 時 (土日祝日を除く)
中能登町	税務課	0767-72-3136		9 時～12 時、13 時～16 時 (土日祝日を除く) ・ 郵送・電子申請可

[目次に戻る](#)

1-2 住宅の緊急の修理制度

- ◆ 「住宅の緊急の修理制度」は、住宅が大雨で被害を受けた後、雨水の侵入等を放置することにより被害が拡大することを防ぐため、住民からの申し込みに基づき市町が、屋根、外壁等の必要な部分に対して、施工者にブルーシートの展張等の修理を依頼するものです。
- ◆ 施工前(被害状況)、施工後(修理内容)の写真を添えて申請してください。業者に直接支払うと制度を利用できませんので、ご注意ください。
- ◆ 準半壊程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある世帯が対象で、納屋や車庫、空き家は対象となりません。
- ◆ 1世帯当たり56,400円が上限(上限を超える部分は自己負担)で、完了期限は令和8年9月5日(土)です(状況に応じ延長の場合あり)。詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	連絡先	市町	窓口	連絡先
羽咋市	住まいの支援窓口	0767-22-7196	宝達志水町	総務課兼復興推進室	0767-29-8210
志賀町	まち整備課	0767-32-9211	中能登町	土木建設課	0767-72-3921

[目次に戻る](#)

1-3 住宅の応急修理制度

- ◆ 「住宅の応急修理制度」は、災害救助法が適用され、「準半壊」以上の被害を受けた住家について、屋根や床、壁、窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を市町が行うことで(市町が業者に依頼し、修理費用を市町が直接業者に支払う)、元の住家に引き続き住むことを目的としたものです。
 - ・ ご自身で施工者を選定し、修理の箇所や内容を調整の上、市町に申し込む必要があります。選定された施工者に対し、市町が修理を依頼します。
 - ・ 本制度の対象となる住家については、既に修理に取りかかっている場合、施工者への支払いをしていない場合は、制度の対象とすることができます。
- ◆ 1世帯当たり75万7千円(準半壊は36万7千円)が限度額(上限を超える部分は自己負担)で、完了期限は令和8年11月26日(木)です(状況に応じ延長の場合あり)。詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	連絡先	市町	窓口	連絡先
羽咋市	住まいの支援窓口	0767-22-7196	宝達志水町	総務課兼復興推進室	0767-29-8210
志賀町	まち整備課	0767-32-9211	中能登町	土木建設課	0767-72-3921

[目次に戻る](#)

1-4 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災された住宅の建替えや修繕、構造・施工等の技術的な相談について、建築士等による電話相談を受け付けています。

窓口	連絡先	備考
震災住宅相談ボランティア ダイヤルいしかわ	0120-868-616 (土日祝除く)	・実施主体：いしかわ住宅相談・ 住情報ネットワーク ・受付時間：10 時～12 時、13 時 ～15 時

- ◆ 石川県では、水害で浸水した住宅を復旧するときのポイントや注意点、災害時の衛生対策と消毒方法など、参考となる情報をまとめているので、ご参考ください。

- ・ [水害で浸水した住宅の復旧方法について（石川県ホームページ）](#)



- ・ [災害時の衛生対策と消毒方法について（石川県ホームページ）](#)



[目次に戻る](#)

1-5 住宅確保への支援

◆ 公営住宅の提供

石川県では、今回の大雨により、現在の住宅に住むことが困難となった方に対して、以下のとおり、住宅の提供を行っています。詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

- ・ 提供住宅：30 戸（令和 8 年 8 月 28 日現在）
- ・ 入居期間：入居日から 6 か月以内（更新により最長 1 年まで延長可能）
- ・ 家賃・敷金：家賃、敷金、駐車場使用料は免除（光熱水費等は自己負担）
- ・ 必要書類：災害救助法適用市町（羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）に住所があったことを確認できる書類（住民票など）又は罹災証明書（罹災証明書交付申請書の写しでも可） など

- ・ 問い合わせ先

県営住宅管理センター 平和町店

住所：金沢市若草町 16 番 1 号

電話番号：076-241-5370

業務時間：9 時から 17 時 45 分まで（土日対応可）

[目次に戻る](#)

1-6 災害ごみに関すること

- ◆ 大雨被害により発生したごみを各市町が受け入れており、罹災証明書の提示で、手数料が減免されることがあります。災害ごみを受入場所に持ち込む前に手続が必要となる場合がありますので、詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	連絡先	開設場所・受付時間等	HP
羽咋市	生活安全課	0767-22-7137	・ 開設場所：羽咋運動公園駐車場 ・ 受付時間：8時30分～12時、13時30分～16時 ※9月30日まで（予定）。土日祝日も実施	
志賀町	生活環境課	0767-32-1180	・ 開設場所：クリンクルはくい ・ 受付時間：（平日）8時30分～12時30分、13時～16時30分、（土曜）8時30分～12時 ※事前予約必要	
宝達志水町	環境安全課	0767-29-8140	・ 開設場所：町民センター アステラス駐車場 ・ 受付時間：（平日・土曜）9時～12時、13時～16時30分、（日曜）9時～16時	
中能登町	生活環境課	0767-72-3927	・ 開設場所：ななかりサイクルセンター（七尾市吉田町） ・ 受付時間：（平日）9時～16時、（土曜）9時～12時 ※9月30日まで。ななかりサイクルセンターの稼働日、稼働時間帯に限る	

[目次に戻る](#)

1-7 災害に便乗した商法にご注意

- ◆ 自然災害が起きると、災害に便乗して「損害保険を使って自己負担なく住宅の修繕ができる」、「保険の申請手続きを無料でサポートする(代理申請)」など巧みに勧誘する手口が多くみられ、トラブルが発生しています。不審、不安に思う点がありましたら、以下の窓口にお問い合わせください。

【主な事例】

- ・ 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と高額な契約をする。
 - ・ 「清掃にきました」等とボランティアを装い、高額な料金を請求する。
- すぐに契約せず、家族や加入先の保険会社、保険代理店に必ず相談しましょう

窓口	連絡先
消費者ホットライン（消費者庁）	1 8 8（局番なしの3桁）
石川県消費生活支援センター	076-255-2120
警察相談専用電話	#9 1 1 0

[目次に戻る](#)



2 お金のこと

2-1 住宅の建設、補修等の融資

◆ 住宅金融支援機構による融資

住宅金融支援機構において、自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、住宅の復旧に要する建設資金、購入資金または補修資金を低利で融資しています。

融資の概要は、[住宅金融支援機構ホームページ](#)をご覧ください、次の窓口にお問い合わせください。



窓口	連絡先
住宅金融支援機構 カスタマーセンター(災害専用ダイヤル)	0120-086-353(祝日除く)

[目次に戻る](#)

2-2 住宅ローンの返済

◆ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（[自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン](#)）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、以下の窓口への問い合わせも可能です。



窓口	連絡先
全国銀行協会相談室	0570-017-109 または 03-5252-3772

[目次に戻る](#)

2-3雇用に関する手当、給付等

◆ 労働相談窓口の開設

石川労働局では、各ハローワークにおいて、離職者に対する雇用保険給付などについて、相談することができます。

また、各総合労働相談コーナーでは労使のトラブルの相談、各労働基準監督署では休業手当や解雇に関する制度、復旧作業時の安全や健康確保対策等について相談することができます。

設置官署	連絡先	相談内容	
石川労働局 総合労働相談コーナー	労働局076-265-4432 金沢076-292-7947 小松0761-22-4207 七尾0767-52-7640 穴水0768-52-1184	・ 労使間のトラブルに関する相談	
金沢労働基準監督署	076-292-7945	（事業主の方） ・ 労務管理（賃金の支払、解雇、休業手当等） ・ 復旧工事に係る安全及び労働者の健康 等	（労働者の方） ・ 賃金等労働条件 ・ 労災補償給付等 ・ 退職、解雇、労働条件引下げ 等
小松労働基準監督署	0761-22-4316		
七尾労働基準監督署	0767-52-3294		
穴水労働基準監督署	0768-52-1140		
ハローワーク金沢	076-253-3038	・ 雇用保険の特例給付に関する相談等	
ハローワーク津幡	076-289-2530		
ハローワーク小松	0761-24-8608		
ハローワーク白山	076-290-2282		
ハローワーク七尾	0767-52-3255		
ハローワーク羽咋	0767-22-1241		
ハローワーク加賀	0761-72-8609		
ハローワーク輪島	0768-22-0325		
ハローワーク能登	0768-62-1242		

[目次に戻る](#)



3 役所の手続きのこと

3-1 国民年金保険料の免除等

◆ 国民年金保険料の免除等

国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な被保険者、事業主・船舶所有者に対しては、納付の猶予制度があります。

支援措置の概要は、以下の日本年金機構ホームページをご覧ください。

HP		HP	
保険料の免除		納付の猶予	

詳しくは、以下の窓口までお問い合わせください。

窓口	連絡先
日本年金機構被災者専用フリーダイヤル	0120-808-678
ねんきんダイヤル	0570-05-1165 (050で始まる電話からは、03-6700-1165)
七尾年金事務所	0767-53-6511

[目次に戻る](#)

3-2 公共料金の減免措置等

◆ 公共料金については、支払期日の延長、不使用月の料金免除などの特別措置が講じられている場合があります。詳しくは、以下の窓口のほか、ご利用の電話事業者（携帯電話含む）等にお問い合わせください。

区分	窓口	連絡先
受信料	NHK 放送受信料に関するお問い合わせ	076-264-7010
電話	NTT西日本 電話料金等の取り扱いに関するお問合せ	局番なしの「116」 携帯電話からは 0800-2000-116
電力	北陸電力 電気料金等の特別措置に関するお問い合わせ	0120-776453

[目次に戻る](#)

3-3 証明書等を紛失した場合

◆ 基礎年金番号通知書、年金証書を紛失した場合

基礎年金番号通知書や年金証書を紛失した場合は再発行ができます。

詳細は、4市町を管轄する七尾年金事務所または日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

窓口	連絡先
七尾年金事務所	0767-53-6511
ねんきんダイヤル	0570-05-1165 (050で始まる電話からは、03-6700-1165)

◆ マイナンバーカードを紛失した場合

- ・ マイナンバーカードを紛失した場合は、カードの機能を停止するため、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）に電話して一時停止の手続きをしてください。その後、警察へ遺失届を提出してください。
- ・ マイナンバーカードの再発行については、以下の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	連絡先	市町	窓口	連絡先
羽咋市	市民窓口課	0767-22-5940	宝達志水町	税務住民課	0767-29-8120
志賀町	住民課	0767-32-9121	中能登町	住民窓口課	0767-72-3132
	富来支所	0767-42-1111			

[目次に戻る](#)



4 民間の手続きのこと

4-1 損害保険等

◆ 損害保険

- ・ 損害保険の適用などについては、ご契約の損害保険会社にお問い合わせください。
- ・ 損害保険会社とのトラブルが解決しない場合、以下の窓口にお問い合わせください。

【一般社団法人日本損害保険協会】

窓口	連絡先	備考
そんぽADRセンター	03-4332-5241	受付時間
自然災害等損保契約照会センター	0120-501-331	平日9時15分～17時

◆ 生命保険

- ・ 申出により、保険料の払込が猶予される場合があります。
また、申出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速に保険金等の支払われる場合があります。ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

4-2 通帳や印鑑等を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では預金通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認書類の提示により、預貯金の払戻しができます。詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

窓口	連絡先	備考
各金融機関、保険会社等	各機関の窓口	—
ゆうちょコールセンター	0120-108-420	平日：9時～19時 土日祝日：9時～17時
かんぽコールセンター	0120-552-950	平日：9時～21時 土日祝日：9時～17時

[目次に戻る](#)



5 医療・健康のこと

5-1 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩み、健康、高齢者福祉に関する相談を電話等で行っています。

	窓口	連絡先	相談時間
石川こころのケアセンター	被災者こころの相談ダイヤル	0120-333-247	平日9時～12時/13時～16時
	奥能登拠点	0768-23-3858	平日10時～16時 ※専門医相談もできます（要予約）
	金沢拠点	076-238-6056	平日10時～17時 ※専門医相談もできます（要予約）
石川県こころの健康センター		076-238-5750	平日8時30分～17時15分 ※専門医相談もできます（要予約）
石川県こころの相談ダイヤル		076-237-2700 ※平日夜間・休日は 0570-783-780 （平日17時～翌日9時/土日・祝日0時～24時）	24時間365日
石川県南加賀保健福祉センター		0761-22-0796	平日8時30分～17時45分 ※専門医相談もできます（要予約）
石川県石川中央保健福祉センター		076-275-2250	
石川県能登中部保健福祉センター		0767-53-6894	
石川県能登北部保健福祉センター		0768-22-2012	

[目次に戻る](#)



6 教育のこと

6-1 日本学生支援機構による学生への支援

◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）による学生への支援

日本学生支援機構は、被災された学生に対して支援等を実施しています。

詳しくは、在学している学校にお尋ねいただくほか、[日本学生支援機構ホームページ](#)でご確認ください。

- ・ 日本学生支援機構 政策企画部 広報課 : 03-6743-6011



[目次に戻る](#)



7 事業者の方へ

7-1 中小企業者等を対象とした相談窓口

◆ 特別相談窓口

被害を受けられた中小企業・小規模事業者の方々を支援するため、以下のとおり、特別相談窓口が設置されています。

また、県内の各商工会議所や各商工会でも相談窓口が設置されています。

窓口	連絡先	窓口	連絡先
石川県商工労働部 経営支援課	076-225-1525	石川県商工会連合 会	076-268-7300
石川県中小企業団 体中央会	076-267-7711	石川県信用保証協 会	つなぎ資金・資金繰 りに関するご相談 076-222-1522
			条件変更・経営改善 等に関するご相談 076-222-1550
日本政策金融公庫 金沢支店	076-231-4275 (中小企業事業)	日本政策金融公庫 小松支店	0570-045-445 (国民生活事業)
	0570-045-202 (国民生活事業)	商工中金金沢支店	076-221-6141
石川県よろず支援 拠点	076-267-6711	中小企業基盤整備 機構北陸本部 企業 支援部 企業支援課	076-223-5546
全国商店街振興組 合連合会	03-3553-9300	中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748

[目次に戻る](#)

◆ 災害復旧貸付等の実施

被害を受けられた県内の中小企業・小規模事業者を対象に、以下のとおり、運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付が実施されています。詳しくは、日本政策金融公庫の各窓口（上記相談窓口参照）にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

金利 ※貸付期間5年の場合	・ 中小企業事業：2.75% ・ 国民生活事業：2.70% （令和8年8月3日時点）
貸付限度額	・ 中小企業事業：別枠で1億5,000万円 ・ 国民生活事業：各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

◆ セーフティーネット保証4号の適用

今般の大雨の影響により売上高等が減少している4市町（羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）の中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティーネット保証4号を適用します。詳しくは、石川県信用保証協会（上記相談窓口参照）にお問い合わせください。

◆ 小規模企業共済災害時貸付の適用

被害を受けた4市町（羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）の小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。詳しくは、中小企業基盤整備機構北陸本部（上記相談窓口参照）にお問い合わせください。

貸付限度額	原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額
貸付利率	年0.9%（令和8年8月24日時点）
貸付期間	貸付金額500万円以下は36ヵ月、505万円以上は60ヵ月

[目次に戻る](#)



8 そのほかの情報

8-1 災害ボランティアへの依頼

◆ 災害ボランティアへの依頼

各市町のボランティアセンターでは、ボランティア活動の依頼を受け付けています。
依頼できる内容など、詳しくは、各市町ボランティアセンターにお問い合わせください。

窓口	連絡先	窓口	連絡先
羽咋市災害ボランティアセンター	090-2374-2246 090-2374-2247 (9時～16時)	中能登町災害ボランティアセンター	0767-74-2252 (9時～16時)
宝達志水町災害ボランティアセンター	090-7492-6093 (9時～16時)	志賀町災害ボランティアセンター	090-7957-6653 (9時～16時)

[目次に戻る](#)